

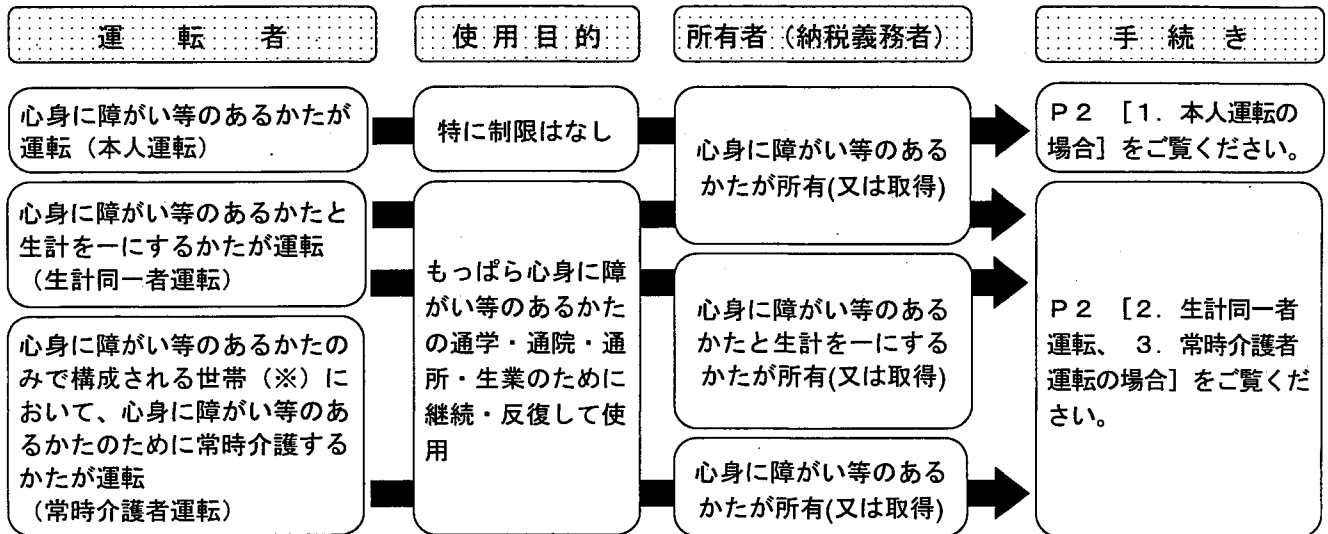
心身に障がい等のあるかたに係る自動車税 及び自動車取得税の軽減制度のしおり【平成25年度版】

鳥取県では、心身に障がい等があるかたに係る自動車について、一定の要件に該当する場合は上限額を設けて自動車税及び自動車取得税の減免を行っています。

軽自動車の場合、県税である自動車取得税のみの手続きです。軽自動車税は市町村税ですので、市役所または町村役場で減免等の手続きを行ってください。なお、要件や必要書類、手続方法は県と異なりますので、市役所又は町村役場にお問い合わせください。

■ 減免が受けられる手帳及び障がいの範囲について → 4 ページの表をご覧ください。

■ 減免が受けられる自動車及び手続きについて



※心身に障がい等のあるかたのみで構成される世帯とは次のとおりです。

- ア 心身に障がい等のあるかたのみで構成される世帯（単身世帯を含む）
- イ 心身に障がい等のあるかたと年齢が18歳未満のかたのみで構成される世帯

その他注意事項

- 1 減免を受けることのできる自動車（軽自動車、自動2輪車等を含む。）は、1人につき1台までです。
- 2 減免を受ける自動車を変更しようとする場合には、既に減免等を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は名義変更登録が必要です。
- 3 既に自動車税の減免を受けている場合、同一年度において買い替え等により自動車税の減免を受けることができるのは、原則として1回までです。
- 4 自動車取得税の減免を受けた場合、当該減免を受けた自動車の取得の日から2年間（新車新規登録の場合は3年間）は買い替え等により新たな減免を受けることができません。

《 問 い 合 わ せ 先 》

手続きについてご不明な点がございましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課へお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄
東部県税事務所	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 (東部庁舎4階)	(0857)20-3511～3513	鳥取市・岩美郡・八頭郡
鳥取運輸支局内	〒680-0006 鳥取市丸山町224	(0857)23-6649	
中部県税事務所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所1階)	(0858)23-3107、3112	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 (西部総合事務所3階)	(0859)31-9604、9605	米子市・境港市・西伯郡 ・日野郡
西部県税事務所日野支所	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 (日野振興センター1階・日野振興局)	(0859)72-2083	日野郡
県庁税務課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	(0857)26-7053	

1. 本人運転の場合

自動車の所有者	心身に障がい等のあるかた <u>ご本人</u> (自動車検査証の所有者欄(売主が所有権を持っている場合には使用者欄)への記載が必要)		
使用目的	使用目的は特に制限はありません。(専ら本人が運転するものであること)		
減免額(上限額)	自動車税 4万5千円	自動車取得税	250万円×税率
その他	運転免許証に「免許の条件」が付されているかたは、免許の条件(総重量制限、構造変更等)に適合する自動車についてのみ、減免を受けることができます。		

◎申請手続き

1 新たに自動車を登録する場合【新規登録・名義変更登録(自動車取得税のみ)】

提出先	鳥取運輸支局内の自動車税・自動車取得税申告書の受付窓口
提出期限(※)	自動車を登録するとき(自動車税は申請のあった月の翌月から月割で減免) ただし、転入により年度途中で鳥取ナンバーを取得した場合又は年度途中で名義変更により自動車を取得した場合は自動車取得税の減免のみの受付となります。自動車税については翌年度以降の減免となりますので、3月以降、改めて管轄の県税事務所で申請してください。
必要書類	①自動車税等申告(報告)書 ②減免申請書 ③印鑑(認印可) ④身体障害者手帳等(原本) ⑤運転免許証の写し(表裏両面) ⑥抹消登録又は移転登録した自動車検査証の写し(既に減免等を受けている場合のみ)

2 現在所有している自動車の場合

【新たに身体障害者手帳の交付を受けた場合、既に所有する別の車への乗替、など】

提出先	管轄の県税事務所(1ページの問い合わせ先参照)
提出期限(※)	自動車税の納期限(5月31日)の7日前(5月24日)まで ただし、転入により年度途中で鳥取ナンバーを取得した場合又は年度途中で名義変更により自動車を取得した場合、自動車税は翌年度以降の減免となりますので、3月以降、改めて管轄の県税事務所で申請してください。
減免の始期	自動車税は申請のあった月の翌月から月割で減免(ただし、以下の場合を除きます) ①4月1日現在で手帳をお持ちのかたが、提出期限までに申請した場合は、年税額を減免(上限額の範囲内) ②4月中に手帳の交付を受けたかたが、提出期限までに申請した場合は、5月分から月割減免(11か月相当分)
必要書類	①減免申請書 ②印鑑(認印可) ③身体障害者手帳等(原本) ④運転免許証の写し(表裏両面) ⑤自動車検査証の写し ⑥抹消登録又は移転登録した自動車検査証の写し(既に減免等を受けている場合のみ)

(※) 提出期限が過ぎたあとは、申請された月の翌月から月割で自動車税が減免されます。

2. 生計同一者運転

3. 常時介護者運転の場合

自動車の所有者	生計同一者運転	心身に障がい等のあるかた <u>ご本人又は生計を一にするかた</u>	
	常時介護者運転	心身に障がい等のあるかた <u>ご本人</u>	
	自動車検査証の所有者欄(売主が所有権を持っている場合は使用者欄)への記載が必要。		
使用目的	専ら心身に障がい等のあるかたの通学・通院・通所・生業のために継続・反復して使用 ※通学・通院・通所に使用する場合は、送迎回数は週1回以上又は月4回以上でなければいけません。(使用頻度によって減免額が異なります。)		
減免額(上限額)	使用頻度・用途	自動車税	自動車取得税
	通学・通所・通院に週3回以上又は生業に使用	4万5千円	250万円×税率
	通学・通所・通院に週1回又は週2回使用	2万3千円	150万円×税率
その他	自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は、減免を受けることができません。		

◎申請手続き

1 新たに自動車を登録する場合【新規登録・名義変更登録（自動車取得税のみ）】

提出先	鳥取運輸支局内の自動車税・自動車取得税申告書の受付窓口
提出期限 (※)	自動車を登録するとき（自動車税は申請のあった月の翌月から月割で減免） ただし、転入により年度途中で鳥取ナンバーを取得した場合又は年度途中で名義変更により自動車を取得した場合は自動車取得税の減免のみの受付となります。自動車税については翌年度以降の減免となりますので、3月以降、改めて管轄の県税事務所で申請してください。
必要書類	①自動車税等申告（報告）書 ②減免申請書 ③印鑑（認印可） ④身体障害者手帳等（原本） ⑤運転免許証の写し（表裏両面） ⑥生計同一証明書（※1）又は常時介護証明書（※2） ⑦自動車の使用目的を証明する書類（※3） ⑧抹消登録又は移転登録した自動車検査証の写し（既に減免等を受けている場合のみ）

2 現在所有している自動車の場合

【新たに身体障害者手帳の交付を受けた場合、既に所有する別の車への乗替、など】

提出先	管轄の県税事務所（1ページの問い合わせ先参照）
提出期限 (※)	自動車税の納期限（5月31日）の7日前（5月24日）まで ただし、転入により年度途中で鳥取ナンバーを取得した場合又は年度途中で名義変更により自動車を取得した場合、自動車税は翌年度以降の減免となりますので、3月以降、改めて管轄の県税事務所で申請してください。
減免の 始 期	自動車税は申請のあった月の翌月から月割で減免（ただし、以下の場合を除きます） ①4月1日現在で手帳をお持ちのかたが、提出期限までに申請した場合は、年税額を減免（上限額の範囲内） ②4月中に手帳の交付を受けたかたが、提出期限までに申請した場合は、5月分から月割減免（11か月相当分）
必要書類	①減免申請書 ②印鑑（認印可） ③身体障害者手帳等（原本） ④運転免許証の写し（表裏両面） ⑤自動車検査証の写し ⑥生計同一証明書（※1）又は常時介護証明書（※2） ⑦自動車の使用目的を証明する書類（※3） ⑧抹消登録又は移転登録した自動車検査証の写し（既に減免等を受けている場合のみ）

(※) 提出期限が過ぎたあとは、申請された月の翌月から月割で自動車税が減免されます。

◎申請に必要な書類における注意事項

※1 生計同一証明書とは？

心身に障がい等のあるかたと自動車の所有者及び運転者が生計を一にすることを証明するもので、市の福祉事務所、町村の福祉担当課又は福祉事務所（以下「福祉事務所等」という。）が発行します。

※2 常時介護証明書とは？

心身に障がい等のあるかたのみで構成される世帯などにおいて、心身に障がい等のあるかたを自動車の運転者が常時介護することを証明するもので、福祉事務所等が発行します。

※3 自動車の使用目的を証明する書類とは？

使用目的に応じて次の書類を提出してください。（「生業」以外は送迎等の回数の記載が必要です。）

使用目的	必要となる書類
特別支援学校への通学	学校の長が発行する「自家用車通学証明書」
上記以外の学校への通学	学校の長が発行する在学証明書及び自家用車通学申告書
通 院	医師が発行する通院証明書（診断書）
通 所	施設等の長が発行する通所証明書
生 業	源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書その他生業の事実を証明する書類

《継続の手続きについて》

翌年度以降も引き続き自動車税の減免を受ける場合は、継続の申請を毎年行う必要があります。2月～3月に各県税事務所から自動車税減免申請書（継続用）をお届けしますので、減免の要件を満たしているときは、申請書その他の必要書類を管轄する県税事務所に郵送又は持参してください。

《別表：減免の対象となる手帳及び障がいの範囲》

手帳の種類		障がいの程度											
療育手帳		「A」のみ											
精神障害者保健福祉手帳		「1級」のみ											
戦傷病者手帳		該当する障がいの程度は各県税事務所にお問い合わせください											
身体障害者手帳													
障がいの区分	運転者・等級	本人運転						生計同一者・常時介護者運転					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障害			○	○					○	○			
平衡機能障害				○						○			
体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○					○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
心臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
じん臓機能障害		○		○	○			○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○			○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
小腸の機能障害		○		○	○			○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
喉頭摘出による音声機能障害		手帳に「喉頭摘出による」又は「無喉頭」という記載がない場合は、初めて申請する場合に限り、県東部福祉保健事務所又は各総合事務所福祉保健局で発行する証明書を提出してください。											
上肢不自由		○*	○*					○*	○*				
		※ 手帳に右上肢と左上肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ① 右上肢3級かつ左上肢3級 (注) 両上肢機能障害3級と記載の場合は該当しません。 ② 右上肢4級かつ左上肢3級 ③ 右上肢3級かつ左上肢4級											
下肢不自由		○	○	○	○	○	○ ※1	○	○	○ ※2			
		※1 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢7級かつ左下肢7級 ※2 手帳に右下肢と左下肢を個別に記載されている場合、次のものを含みます。 ・右下肢4級かつ左下肢4級 (注) 両下肢機能障害4級と記載の場合は該当しません。											

- ※ 減免の対象となるかどうかの判定は、個別の障がいについて行いますので、障がい複数ある場合は、手帳の級と異なることがあります。
- ※ 有効期限の満了している手帳又は手帳に記載された「次の判定月」を経過している方は減免の対象となりません。
- ※ 障がいの区分が身体障害者手帳の標記と異なる場合は、事前に各県税事務所にお問い合わせください。